

## 愛南町男女共同参画推進条例の要旨

### 第1条・・・目的

この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定めることにより、町民が自由な意思で個性・能力を発揮することができる社会の実現を目的としています。

### 第2条・・・定義

「男女共同参画」、「積極的改善措置」、「性的指向」、「性自認」、「町民」、「教育関係者」、「事業者」、「町民等」、「セクシュアル・ハラスメント」、「ドメスティック・バイオレンス」の各用語について説明しています。

### 第3条・・・基本理念

男女共同参画を推進する上での基本的な考え方を説明しています。

- ① 個人として尊重され、性別などの差別を受けることなく、個々の能力が発揮できる機会が確保されること。
- ② 社会生活の中で、性別等による役割分担の制度・慣行をなくし、全ての人が多様な生き方を選択できるようにすること。
- ③ 全ての人が、あらゆる場の方針立案・決定に協働できる機会が確保されること。
- ④ 家族が協力し合い、養育・介護などの家庭内活動と社会活動との両立ができるようにすること。
- ⑤ 妊娠出産について個人の意見が尊重され、生涯の健康生活について配慮すること。
- ⑥ 地域の一員としての自覚と責任をもって、自ら男女共同参画の推進活動に参画するとともに、共に活動する人たちと協力し合うこと。
- ⑦ 国際社会・国内における男女共同参画の取組を理解すること。

### 第4条・・・町の責務

- ① 町は、基本理念に基づいた男女共同参画施策の総合的・計画的な策定し、実施します。
- ② 町は、男女共同参画の策定と実施における町民等との連携に努めます。

### 第5条・・・町民の責務

- ① 町民は、基本理念に基づいた男女共同参画への理解を深めて、様々な場における男女共同参画を推進するように努めます。
- ② 町民は、町が行う男女共同参画施策への協力に努めます。

#### 第6条・・・事業者の責務

- ① 事業者は、基本理念に基づいた、就業への公平な機会の確保と公正な勤務評価、他の活動ができる環境の整備に努めます。
- ② 事業者は、町が行う男女共同参画施策への協力に努めます。

#### 第7条・・・教育関係者の責務

- ① 教育関係者は、基本理念に基づいた、男女共同参画を認識した教育を行うように努めます。
- ② 教育関係者は、町が行う男女共同参画の施策への協力に努めます。

#### 第8条・・・性別等による権利侵害の禁止

- ① 全ての人、性別等による差別的取扱いをしてはいけません。
- ② 全ての人、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、その他男女参画を阻害する暴力的行為をしてはいけません。
- ③ 全ての人、本人の同意を得ないで、個人の性的指向や性自認を他人に漏らしてはいけません。また、どんな場合でも本人に、これらのことを公表するように、あるいは公表しないように強制してはいけません。

#### 第9条・・・情報の公表に関する配慮

全ての人、情報を公表する際に、男女共同参画の推進に与える影響を考慮し、性別による役割分担の制度・慣行を助長することがないように配慮に努めます。

#### 第10条・・・基本計画

- ① 町長は、男女共同参画施策を総合的・計画的に実施するため、男女共同参画推進計画を策定します。
- ② 町長は、男女共同参画推進計画を策定・変更する際は、町民等の意見を聞き、愛南町男女共同参画審議会に諮問します。
- ③ 町長は、男女共同参画推進計画を策定・変更したときは、その内容を公表します。

#### 第11条・・・積極的改善措置

- ① 町は、町民・事業者が積極的改善措置をするための情報の提供・相談・助言・支援をします。
- ② 町は、審議会等の構成員を決める際には積極的改善措置をするように努めます。

#### **第 12 条 . . . 町民等に対する支援**

町は、町民等が行う男女共同参画推進の取組に、情報の提供・その他の支援をするように努めます。

#### **第 13 条 . . . 広報啓発等**

町は、男女共同参画の推進に関して広報活動を行います。

#### **第 14 条 . . . 年次報告**

町長は、男女共同参画推進計画の進捗状況を毎年公表します。

#### **第 15 条 . . . 調査研究**

町は、男女共同参画の推進のために必要な調査研究を行います。

#### **第 16 条 . . . 財政上の措置等**

町は、男女共同参画の推進のため、必要な財政措置等に努めます。

#### **第 17 条 . . . 苦情等又は相談への対応**

- ① 町は、男女共同参画推進施策について、町民等からの苦情・意見があれば適切に対応します。
- ② 町は、性別等による差別や男女共同参画を阻害する行為について、町民等から相談があった場合は関係機関と連携し支援します。

#### **第 18 条 . . . 審議会**

男女共同参画を推進するために愛南町男女共同参画審議会を設置します。審議会では、町長の諮問に応じて基本計画や男女共同参画の重要事項調査審議すること、この条例に関することや男女共同参画推進施策の状況について調査・審議し、町長に意見することができます。

#### **第 19 条 . . . その他**

この条例のほか、必要なことは規則に定めています。